

5次公募

令和4年度 補正予算

事業承継・ 引継ぎ補助金

廃業・再チャレンジ事業

公募要領公開

2023年3月14日（火）

交付申請受付期間

2023年3月20日（月）

～

2023年5月12日（金）
17:00（予定）

Webサイト



<https://ish.go.jp/r4h/>



廃業・再チャレンジ事業

補助対象事業のパターン

廃業の対象は以下の2パターンがあり、再チャレンジ申請の場合はパターン1のみ、併用申請の場合はパターン1及びパターン2が申請の対象となります。

パターン

1 会社自体の廃業

会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

経営革新（併用）

専門家活用（併用）

パターン

2 事業の一部の廃業

事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

経営革新（併用）

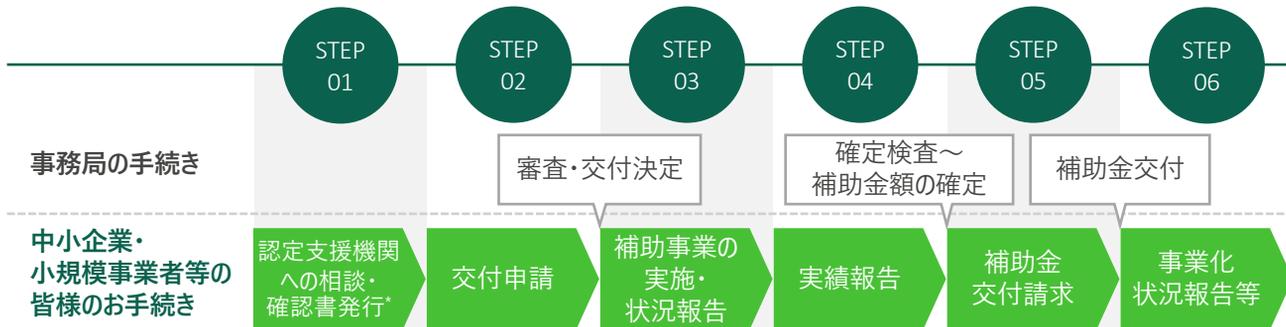
専門家活用（併用）

Point

経営革新事業・専門家活用事業と併用申請する場合、各事業の補助率が適用されます

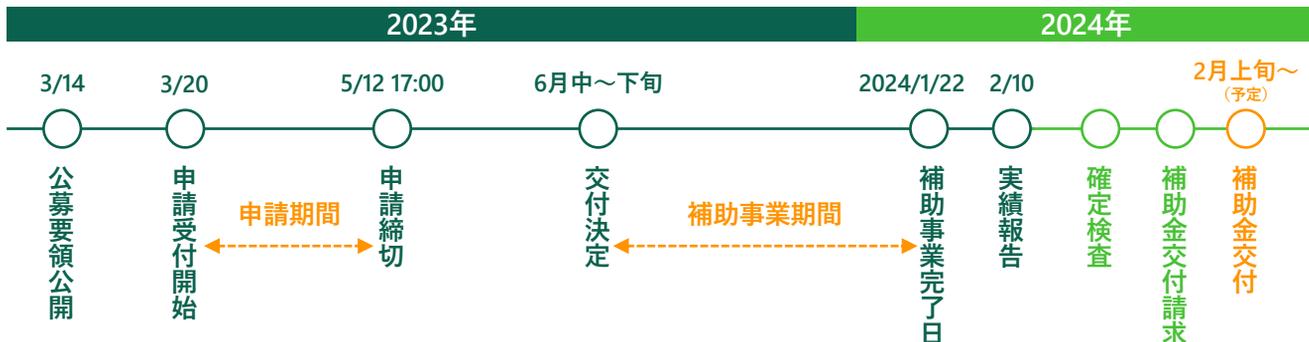
経営革新事業や専門家活用事業と併用申請する場合、廃業費の上乗せ額は150万円を上限とし、補助率は各事業の補助率が適用されます。各事業の補助率は、補助対象者や賃上げの実施有無などにより異なり、2/3以内または1/2以内のいずれかです。

補助金交付までの流れ



*認定支援機関＝認定経営革新等支援機関。廃業・再チャレンジ事業単独申請の場合のみ

5次公募 申請スケジュール



* 上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

廃業・再チャレンジ事業の概要と要件

単独申請

再チャレンジ申請 M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合

注意！

- 再チャレンジ申請は、
- 補助事業期間内の廃業完了が必須要件です。
 - 廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。（個人事業主を除く）

<要件>

- 2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいること
- 廃業の完了と、その後の再チャレンジ*

*再チャレンジの内容

- 新たな法人の設立
- 個人事業主としての、新たな事業活動の実施
- 自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

併用申請

<要件>

経営革新 事業承継に伴う廃業

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受け、新たな取り組みを実施するにあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

事業承継後（M&A後）の新たな取り組みの実施

専門家活用（買い手） 事業の譲り受けに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り受ける（他者の経営資源を引き継いで創業した場合も対象）にあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

M&Aによる、他者からの事業の譲り受け（全部／一部譲渡）

専門家活用（売り手） 事業の譲り渡しに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り渡す場合に、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

M&Aによる、他者への事業の譲り渡し（全部／一部譲渡）

補助対象経費

廃業支援費	廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人件費
在庫廃棄費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費用	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助対象経費・補助率・補助上限額

対象となる経費	補助率	補助下限額	補助上限額
廃業支援費等	2/3以内	50万円	150万円以内

※詳細は公募要領をご確認ください

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する
(1~2週間程度)

補助金Webサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関から本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム（jGrants）に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム（jGrants）に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4h/>



事業承継・引継ぎ補助金（廃業・再チャレンジ事業）に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（廃業・再チャレンジ事業）』

TEL：050-3615-9043

※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日を除く）]

※電話番号は、2023年6月以降に新番号へと変更予定です。2023年6月以降お電話の際には、Webサイト等から番号をご確認ください。